

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

○内閣府本府組織令の一部を改正する政令(五六)

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(五七)

○国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令(五八)

○地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令(五九)

○予算決算及び会計令の一部を改正する政令(六〇)

○薬事法関係手数料令の一部を改正する政令(六一)

○社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令(六二)

○健康保険法施行令の一部を改正する政令(六三)

### 〔省 令〕

○会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令(法務七)

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(同八)

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(財務八)

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働四八)

○介護保険法施行規則の一部を改正する省令(同四九)

○健康保険法施行規則の一部を改正する省令(同五〇)

○全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同五一)

○勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(同五二)

○動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(農林水産一四)

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(同五一)

○土地改良法施行規則の一部を改正する省令(同五六)

### 〔告 示〕

○鶏卵の表示に関する公正競争規約を認定した件(公正取引委六)

○健康保険印紙の形式の全部を改正する件の一部を改正する件(財務八)

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件(同八九、九二)

○相続税法第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件(同九三)

○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働一〇九)

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件(同一一〇)

○介護保険法施行規則第四百四条の四十一第二項の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(同一一一)

○健康保険法施行規則第三百五十五条の二第二項第二号に規定する厚生労働大臣の定める費用の額の算定方法を定める件(同一一二)

○放射性医薬品基準の一部を改正する件(同一一三)

○薬事法施行令第二十条第二項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬品外品の一部を改正する件(同一一四)

○放射性物質等の運搬に関する基準の一部を改正する件(同一一五)

○薬事法第五十条第八号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同一一六)

○薬事法第五十条第十号等の規定に基づき使用の期限を記載しなければならない医薬品等の一部を改正する件(同一一七)

○薬事法施行規則第四百十条の規定に基づき深夜及び早朝の時間帯として厚生労働大臣が定める時間帯及び他の一般販売業の店舗と共同して行う医薬品の販売又は授与に関する厚生労働大臣が定める基準を廃止する件(同一一八)

○薬事法施行規則第一百五十四条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品及び歯科医療の用に供する医薬品を定める件(同一一九)

○薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品を定める件(同一二〇)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

○(前のページより続き)  
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件  
(同一二一)

○中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件  
(農林水産四三〇)

○高速自動車国道に関する件  
(国土交通三三七〜三四一)

○道路に関する件  
(東北地方整備局四一〜四三)

○道路に関する件  
(関東地方整備局一三二〜一三七)

○都市計画に関する件  
(同一三八〜一四一)

○道路に関する件  
(北陸地方整備局四三〜四六)

○都市計画に関する件(同四七〜五〇)

○道路に関する件  
(近畿地方整備局四七〜五一)

○道路に関する件  
(中国地方整備局三三〜三八)

○都市計画に関する件  
(四国地方整備局四一)

○自動車専用道路を指定する件  
(同四二)

○道路に関する件(同四三〜四五)

○都市計画に関する件  
(九州地方整備局四六、四七)

○道路に関する件(同四八、四九)

○都市計画に関する件  
(北海道開発局三一〜三六)

官庁事項

〔官庁報告〕

関東地方整備局公示(関東地方整備局)  
四国地方整備局公示(四国地方整備局)

〔資料〕

国庫歳入歳出状況(平成二十年度平成二十一年一月分)(財務省)

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令(政令第五六号)(内閣府本府)  
1 大臣官房に新たに公文書管理課を置く等、所要の規定の整備を行うこととした。(本則関係)  
2 この政令は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(政令第五七号)(総務省)  
1 災害対策基本法施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。  
2 育児短時間勤務等をしている防衛省の職員に於いての勤務時間の改定に伴う経過措置を定めることとした。(第三条関係)  
3 この政令は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令(政令第五八号)(財務省)  
1 平成二〇年度に算出された名目手取り賃金変動率等を基準として、平成二十一年四月分以後の国家公務員共済組合法の年金である給付の額の算定に係る再評価率等の改定及び設定をすることとした。  
2 この政令は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令(政令第五九号)(総務省)  
一 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正関係  
1 平成二十一年度における地方公務員等共済組合法第四四条第二項に規定する再評価率を改定することとした。(第一条関係)  
2 平成二十一年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第九八条第一項に規定する給料年額改定率を改定することとした。(第一条関係)

3 平成二十一年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第一一条第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する従前額改定率を改定することとした。(第一条関係)

二 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正関係  
物価スライド特例措置を適用する場合に係る平成二十一年度における地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等を改定することとした。(第二条関係)  
三 平成一八年度における地方議会議員の年金の改定に関する政令の一部改正関係  
物価変動率による改定規定を適用する場合に係る平成二十一年度における地方議会議員の年金の額等を改定することとした。(第三条関係)  
四 この政令は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令(政令第六〇号)(財務省)  
1 裁判員制度の実施に伴い、裁判員に支給する旅費等を資金前渡のできる経費とするほか、平成二〇年度の特例公債の発行による収入の年度所属に関する規定を整備することとした。(第五一条及び附則第一〇条関係)  
2 この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、第五一条第一号の改正規定は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成一六年法律第六三号)の施行の日(平成二十二年五月二一日)から施行することとした。

◇薬事法関係手数料令の一部を改正する政令(政令第六一号)(厚生労働省)  
1 製造業の許可の更新及び許可の区分の変更に係る手数料の額を改めることとした。(第二条及び第三条関係)  
2 外国製造業者の認定の更新及び認定の区分の変更に係る手数料の額を改めることとした。(第五条及び第六条関係)  
3 医薬品等の製造販売の承認に係る手数料の額を見直すこととした。(第七条関係)

4 医薬品又は医療機器の再審査に係る手数料の額を改めることとした。(第九条関係)

5 医療機器の修理業の許可の更新及び修理区分の変更に係る手数料の額を改めることとした。(第一二条及び第一二条の二関係)

6 医薬品又は医療機器の製造業の許可証、外国製造業者の認定証及び医療機器の修理業の許可証の書換え交付及び再交付に係る手数料の額を改めることとした。(第一四条及び第一五条関係)

7 独立行政法人医薬品医療機器総合機構による医薬品等の審査等の手数料の額を見直すこととした。(第一七条関係)

8 この政令は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令(政令第六二号)(厚生労働省)

一 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係

社会福祉士及び介護福祉士試験の受験に係る手数料の額を改定することとした。(第一二条関係)

二 精神保健福祉士法施行令の一部改正関係

精神保健福祉士登録簿への登録、登録内容の変更等に係る手数料の額を改定することとした。(第三條及び第四條関係)

三 この政令は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇健康保険法施行令の一部を改正する政令(政令第六三号)(厚生労働省)

1 全国健康保険協会(以下「協会」という)が三月から用いる都道府県単位保険料率の算定方法に関する規定を設けることとした。(第四五條の二関係)

2 協会がその変更しようとする都道府県単位保険料率を三月以外の月から用いようとするときの、都道府県単位保険料率の算定方法に関する規定を設けることとした。(第四五條の三関係)

3 支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うための規定を設けることとした。(第四五條の四関係)

4 協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定の場合における都道府県単位保険料率の調整を行う基準及びその調整の方法について定めることとした。(附則第四條及び附則第五條関係)

5 都道府県単位保険料率の変更の場合における都道府県単位保険料率の調整を行う基準及びその調整の方法について定めることとした。(附則第六條及び附則第七條関係)

6 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年三月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第五十六号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「六課」を「七課」に、「二室」を「三室」に、「管理室」を「公文書管理課」に改める。

第十二条中第十三号を第十五号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 国民の祝日に関すること。

十一 元号その他の公式制度に関すること。

第十五条中第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第九号の次に次の四号を加える。

十 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する関係行政機関との事務の連絡に関すること。

十一 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律第二条及び第四条から第六条までに規定する事務(他省の所掌に属するものを除く。)

十二 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

十三 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。

第十六条第五号中「庶務」の下に「国立公文書館分科会」を加える。

第十八条(見出しを含む)中「管理室」を「公文書管理課」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 独立行政法人評価委員会国立公文書館分科会の庶務に関すること。

第十八条第五号から第八号までを削る。

附則第七條を附則第八條とし、附則第六條を附則第七條とする。

附則第五條の見出し中「管理室」を「企画調整課」に改め、同条中「管理室」を「企画調整課」に、「第十八条各号」を「第十五条各号」に、「附則第二条第一項各号」を「附則第二条第一項第一号及び第二号」に改め、同条の次に次の一号を加える。

(大臣官房政策評価広報課の所掌事務の特例)

第六条 大臣官房政策評価広報課は、第十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第一項第三号に掲げる事務をつかさどる。

○厚生労働省令第四十九号  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の二十九第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十一年三月二十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。  
第百四十条の二十九中「(指定居宅サービス等基準第百五条の下に(第十四条第四号に掲げる診療所に係るものを除く。別表第二において同じ。))を削り、「短期入所療養介護」を加え、「養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに指定居宅サービス等基準第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を、「養護老人ホームに係るもの」に改め、「特定福祉用具販売」の下に「夜間対応型訪問介護」を加え、「地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの)」を、「地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るもの)」に改め、「介護予防短期入所療養介護」の下に「(第二十二條の十四第四号に掲げる診療所に係るものを除く。別表第二において同じ。))を加え、「養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに指定介護予防サービス等基準第百五十三條に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「養護老人ホームに係るもの」に、「及び介護予防認知症対応型通所介護」を「介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護(以下この条において「訪問看護等」という。)のうち、法第七十一条第一項本文の規定により居宅サービスに係る法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた病院等、法第七十二条第一項本文の規定により居宅サービスに係る法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設、又は法第百十五條の十において準用する法第七十一条第一項本文及び第七十二条第一項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設であつて、指定があつたものとみなされた日から起算して一年を経過しない者によつて行われる訪問看護等については、法百十五條の二十九第一項の厚生労働省令で定めるサービスとしなす。

第百四十條の三十第一号イ中「訪問介護」の下に「夜間対応型訪問介護」を加え、同号ハ中「訪問看護」の下に「指定居宅サービス等基準第百五条の二に規定する指定療養通所介護(以下この号及び別表第二において「指定療養通所介護」という。))を加え、同号ホ中「通所介護」の下に「指定療養通所介護を除く。指定療養通所介護」を加え、同号ヘ中「通所リハビリテーション」の下に「指定療養通所介護」を加え、同号ズ及びビルを次のように改める。

又 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第二において同じ。))を除く。、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準第百五十三條に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第二において同じ。))を除く。、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

ル 軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

第百四十條の三十第一号ヲをワとし、同号ルの次に次のように加える。  
第百四十條の三十七第一号中「二名」を「一名」に改める。  
別表第二第二号中「又は指定若しくは許可を受けた年月日」を「及び指定若しくは許可を受けた年月日」に改め、同表第三号中「従事者」を「従業者」に改める。

第百四十條の三十七第一号中「二名」を「一名」に改める。  
別表第二第二号中「又は指定若しくは許可を受けた年月日」を「及び指定若しくは許可を受けた年月日」に改め、同表第三号中「従事者」を「従業者」に改める。  
第百四十條の三十七第一号中「二名」を「一名」に改める。  
別表第二第二号中「又は指定若しくは許可を受けた年月日」を「及び指定若しくは許可を受けた年月日」に改め、同表第三号中「従事者」を「従業者」に改める。

- (1) 身体的拘束等の排除のための取組の状況
- (2) 機能訓練の実施及び質の確保のための取組の状況
- (3) 計画的な機能訓練の実施の状況
- (4) 利用者の家族の心身の状況の把握及び看護方法、介護方法等に関する助言等の実施の状況
- (5) 利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況
- (6) 療養生活の支援の実施の状況
- (7) 入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況
- (8) 服薬の管理についての指導等の実施の状況
- (9) 健康管理のための取組の状況
- (10) 利用者等の悩み、不安等に対する看護の質の確保のための取組の状況
- (11) 安全な送迎のための取組の状況
- (12) 医療処置のための質の確保の取組の状況
- (13) 病状の悪化の予防のための取組の状況
- (14) レクリエーションの実施に関する取組の状況
- (15) 施設、設備等の安全性・利便性等への配慮の状況
- (16) 病状の急変に対応するための取組の状況
- (17) 在宅におけるタミナルケアの質の確保のための取組の状況
- (18) 別表第二第一の項第二号中「介護予防認知症対応型通所介護」の下に「(9)については指定療養通所介護に限る。」を加え、同号へに次のように加える。
- (9) 病状の急変に対応するための取組の状況



